

情 報

| | |
|-------------------------------------|-------|
| 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について | ・・・ 2 |
| 一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について | ・・・ 3 |

令和6年5月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和6年5月28日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 有限会社朝陽観光バス (法人番号: 4030002038445) 代表者 浮舟崇弘 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 埼玉県久喜市所久喜748-1 (神奈川営業所) 神奈川県相模原市南区麻溝台1-2-19 |
| (4) 行政処分等の内容 | 処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和5年11月21日及び令和5年12月12日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間及び乗務時間の設定違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 16点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|---------------------------|--|
| (1) 行政処分の年月日 | 令和6年6月3日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置 | 末輝海運 株式会社 |
| | 新井 悦子 神奈川県厚木市長谷1155-4 ニューパーク101 |
| (3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置 | 愛甲営業所 |
| | 神奈川県厚木市長谷1155-4 ニューパーク101 |
| (4) 行政処分等の内容 | 事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分105日車 |
| (5) 主な違反事項 | 名義の利用等の禁止違反（貨物自動車運送事業法第27条第1項） |
| (6) 違反行為の概要 | <p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年10月30日、同年12月7日及び令和5年3月23日監査を実施。12件の違反が認められた。</p> <p>(1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業安全規則第3条第4項）</p> <p>(2) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項）</p> <p>(3) 業務記録の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項）</p> <p>(4) 運行記録計による記録義務違反（貨物軽自動車運送事業輸送安全規則第9条）</p> <p>(5) 運行指示書の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項）</p> <p>(6) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(7) 初任運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(8) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）</p> <p>(9) 運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業安全規則第23条第1項）</p> <p>(10) 名義貸し（貨物自動車運送事業法第27条第1項）</p> <p>(11) 事業計画（自動車車庫）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(12) 報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項、貨物自動車運送事業報告規則第2条の2）</p> |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 41点 |
| | 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 41点 |